

議 会 改 革 特 別 委 員 会

日 時	平成31年 4月18日（木） 閉会中	8時58分 開会 10時23分 閉会
場 所	相良庁舎 4階 大会議室	
出席議員	委員長 鈴木千津子 副委員長 大石和央	
	1番 鈴木長馬	2番 瀨崎一輝
	3番 原口康之	
	4番 吉田富士雄	5番 平口朋彦
	6番 藤野 守	
	7番 大井俊彦	8番 名波喜久
	9番 植田博巳	
	10番 村田博英	11番 良知義廣
	12番 澤田隆弘	
	15番 鈴木千津子	16番 太田佳晴
欠席議員		
事 務 局	局長 植田 勝 次長 原口みよ子 書記 大塚康裕 書記 森田さおり	
説 明 員		
傍 聴		

署名 _____ 委員長

開会の宣告

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

きのうは北川先生の研修、本当に皆様ご苦労さまでございました。

きょうは少し時間が早いですけれども、皆様おそろいですので、ただいまより議会改革特別委員会を始めさせていただきます。

2 事件 (1) ワーキンググループ2の調査報告について

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

それでは、ワーキンググループ2の調査報告ということにつきまして、説明をよろしくお願ひします。

大石副委員長。

○（大石和央君）

ワーキンググループ2から挙がってきたもの、これは1枚目の資料があると思います。これは既にワーキンググループ2からの説明がされているところでもあります。それに基づきまして、こちらで検討しました。

一つずつ、三つにわたって提案されていますので、それを一つずつやっていきたいというふうにあります。

まず、(1) 報告会開催要綱の一部改正ということ。

それでは、2枚目の牧之原市議会開催報告会要綱というところを見ていただきたいと思います。報告内容の第3条のところの2項です。「予算及び決算等の審議に関すること」というのを、「議案等の審議に関すること」ということで、ここを改正するということです。

理由は1枚目のペーパーにもありますとおり、予算決算のみではなくて、審議において争点となった事案や議案の賛否、意思決定過程、あるいは請願や陳情というのも審査をするわけでありまして。そうした、議案等の全般の審議を対象として、わかりやすく報告することが必要だということで、これに努めたいという意味で、ここを予算決算及び決算等ということから、議案等に変更していくという改正であります。

まず、この件について説明は終わりますけれども。

2 事件 (2) 質疑等

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

説明は終わりました。これより、皆様のご意見をお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ないようでしたら、皆様方の同意を得られたということで、このように変えていきたいと思えます。

改正することについて、皆さんこれでよろしいですね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ありがとうございます。

では、次に移ります。

申し合わせ事項についてお願いします。

大石副委員長。

○（大石和央君）

では、また私のほうから説明をしたいと思えます。

次は市民会議についてということであります。これも申し合わせ事項ということで、新旧対照表というものがお手元にいつていると思えます。これまで、市民会議については各常任委員会等所管事項について、調査・研修するために各種団体と意見交換をしてきました。これは、委員会別の市民会議と言われてきたものでありますけれども、この中に、ワーキンググループ2から挙がってきました、多様な市民との意見交換という、議会基本条例に基づいた中で市民や各種団体から、逆に市議会に対して説明をしてほしいというような、こういう要請があった場合、各所管する委員会が出向いていつて市民に説明したり、あるいは意見交換を行うということをつけ加えたいと、車座市民会議というような形でやっていくということで、1項の次に2項として「市民及び各種団体等から市民会議の開催の要請があったときは、所管する委員会が開催する」というようなことをつけ加えるということであります。

以上、説明は終わります。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

それでは、皆様方の意見をありましたら、ぜひお願いしたいと思えます。

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

ここの市民会議で出てきた言葉で、車座市民会議という言葉があるんですけども、どんな感じでイメージをしているのか、ちょっと教えていただきたいです。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

これは仮称で言っているだけの話です。要するに、先ほども言いましたけれども、これまで各常任委員会等が市民との意見交換ということで、市民会議をやってきました。

もう一方は、逆の意味で、市民からこういうことについて議会の説明を求めたいとか、あるいは意見交換をしたいという要請を受けて、所管する委員会が出向いて説明をするということで、大体小規模でありますので、車座でやるでしょうねということで、仮称で車座市民会議というようなことで言っていたものを、ここに申し合わせとして、このような車座市民会議とか、委員会別市民会議ということはどうたわないんですけれども、そういった形で申し合わせのところに定めておきたいということでもあります。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

特にそのやり方に関しては、こういったやり方でやらなければいけないというものはないわけですか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

今まで、委員会等でやられてきた意見交換と同じような形で出向く形というようなイメージでいいのではないかというふうに思います。

今までは市民の皆さんが来てくれるとかということは、逆に行った場合もあるかもしれませんがけれども、これまでも。それを明確にしたというだけの話であって、やり方としてはそれぞれ委員会で持ち方をそれぞれ検討してもらってやっていただくという形です。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ほかにはいかがですか。

村田委員。

○（村田博英君）

改正案の（２）で、市民及び各種団体等からというのがあって、開催の要請があったときはということですけど、所管する委員会が開催するというのはいいんですけど、開催の要請があったときというのは、必ず行くわけではないですよ。開催の要請があったら必ず行くということではないですね。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

要請があった場合ということとは、ぜひ聞きたいという市民からの要望でありますので、これはそれに答えなければならないという義務があるのではないかと思います。そこで、どこの委員会が行くのかどうかということはもちろん議会側で、この委員会が適当であろうということで行ってもら。基本的には所管事務で所管を抱えている委員会が行くというような形になるのではないかと思います。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

村田委員。

○（村田博英君）

所管する委員会が開催するというのはいいと思うんですけど、開催の要請があったところに行く必要があるのかなのかとかいうことを検討しなくてもいいのかなと思って。要請があったら必ず行くというようなことではないのではないかなと。

変な団体というか、そういう言い方は悪いんだけど、ちょっと必要があるのかなというのがあったら検討して、必ず行かなきゃならないということになるのかな。その辺がちょっと気になったので。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

どう捉えるかということだというふうに思いますね、要請というものを。ここは善意で捉えるということが必要かなと。前向きに。やっぱり、私たち議会はきちんと市民に対して説明をする責任があるという立場でそのところは判断をするということになるとは思いますけれども、基本的にはやはり、要請があったらば出向いていくという形をとりたいと、私はとりたいというふうに思っていますけれども、とったらいかがかなというふうに提案をいたします。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ほかにはいかがですか。

太田委員。

○（太田佳晴君）

今の関係ですけれども、そういったことでいいと思うんです、考え方とすると。ただ、この（１）と（２）の文を双方比べたときの整合性というか、それで考えると、１のほうは必要に応じてと、これが入っているにもかかわらず、今、村田委員が指摘したようなことを考えると、少し比較したときにどうかなという。その意図が十分この文の中に組み込まれていないような気もするものですから、考え方はそれでいいと思うんですけど、その辺がちょっと疑問なんですけど、そこはどう考えますか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

この１項については、必要に応じてというのは、結局委員会として政策提言を行うに必要なことというふうに判断をして、必要に応じて政策提言する資料とか、あるいは意見交換をすることによって提言を出していく、その協議をできたらという意味でこれを必要に応じてというふうになっているんですけども、この２項は、先ほども言いましたように、市民からいろいろなご意見等、それから議会に聞いてみたいとか、意見交換をしたいという、こういう要望に基づくもの

でありますので、そうした制限というものを加えないほうがよかろうかというような判断でこのようになっているということです。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

濱崎議員。

○（濱崎一輝君）

今のお話と関連するんですけど、委員会がやる場合というのは結局政策提言に結びつくということを考えてやるので、先方のほうがいろいろ資料を出してくれるであるとか、情報をいただいていると思うんですけども、今回考えている市民会議、車座会議というのは、どちらかというところ、こちらからいろんなものを用意していくというイメージになるんでしょうかね。

それと、例えば相手方がどんなことを求めているかというのを考えると、ある一定の書式的なものをつくっておいてもらって、それを全部埋めてもらった段階で出してもらおうという形にしていかないと、準備がなかなかできない。その場でいいかげんなことも言えないと思うので、そういったひな形的なものをつくってもらって出してもらおうというのがいいのではないのでしょうかね。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

もちろん、何をテーマにして市民が議会に求めるのかということがありますので、そうした意味では、きちんとそのテーマを明確にした上で、そして議会に要請してもらうことにはなると思っていますので、どのような形、書面提出してもらうのか、あるいは口頭でも受けたときに詳しくそのあたりのことを聞くのか、そのあたりのところはちょっと手続的にどのようにしたらいいのかは、今我々の提案するところのものは持っていないんですけども、仮にそのあたりのところを明確にするということであるならば、濱崎委員が言われたように、書面提出という形でお願いをしていくということもいいのかないかなというふうには考えます。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

やはり、口頭だとなかなか解釈の捉え方も違ってくる可能性があるもので、書面を出していただいて、それを皆さんで共有していくというのがいいかな、そのほうが間違いないかと思うからね。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ほかに。

平口委員。

○（平口朋彦君）

私、ワーキンググループ2のメンバーなので、この内容に関しては全然自分たちで練ったものなのであれなんですけど、一つ、こういった条文とか文章のルールとしての記述としてのお話なんですけど、例えばできる規定でできるという言葉もありますし、しなければならないとい

う文末ありますよね。この開催するという書き方だと、検討した結果開催しないということが選択できるのかどうか。これ、普通に読むと、要請があったら必ず開催しなければならないというふうにとれてしまうような気がするんですよね。

ただ、各種団体が、これすごい極端な例ですけど、カルト宗教団体から要請があったら、それはちょっと政教分離の関係もあるし、お答えしかねるよという場合もあると思うんですよ。そういうときは、やはり開催するという語尾が文章として大丈夫なのかなと。これは、事務局の方に聞いたほうがいいんですかね。するという言葉かちょっとどうなのか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

基本的に、宗教、政治に関することは所管外ということになりますので、そこまでここを踏み込んで、これは申し合わせですので、する必要があるのかということがあるんです。我々が常識を持って判断をする。これがやっぱり申し合わせ事項ではないかというふうに思います。と私は考えていますけれども、事務局のほうにちょっとお聞きいたします。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

つけ足しで。私が言っているのは、要するに開催しないという可能性をこの文言から受け取れるようにしておかないとだめかなと思って。これが、開催するという言い切りだと、必ずしなければならないというふうにとれちゃうのかどうかという、ただそのルールだけです。文言のルールだけです。

しないことは絶対あり得ると思うので。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

そこまで明確にする必要があるかどうかということです。先ほども言いましたけれども、開かれた議会という中で、我々は常識を持って対応していく。まず第一は、やはり先ほども言った開かれた議会にするために、市民あるいは各種団体からの要請というものは、それに答えていくという姿勢が第一だというふうに思います。

その上で、先ほど提案がありました、どういうもので意見交換をするのか、そのテーマは何かということで、書面という提案もありましたので、そうしたものを提出していく中で判断をしていくということができるというふうに思いますので、その上で、この文からは、必ずというふうなことではなくて、このままであっても議会として明確な理由づけで、これがもしそれにそぐわないものであったならば、明らかにした上で返事をして、開催できませんよということは可能かというふうに思っております。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

この文面でも、今みたいな判断ができるのであれば、別にこの文面でも問題ないと思います。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

良知委員。

○（良知義廣君）

文面は私はこれでいいと思う。ただ、濱崎議員が言ったように、書面で具体的にこういう趣旨でやりたいというのを明らかにすれば、その時点で、それを開催するかしないかというのは判断できると思います。

すると、しなければならぬと、するものとする、三つ分けることができると思うんですけども、しなければならぬという規定は、これはもう強制的なもの。するものとするというのは、若干緩和。するというのは、原則的にはやりなさいよという意味合いの受け取り方を私はしているんですけども、いずれにしてもその判断は書類で提出いただいて、具体的に趣旨がわかれば、その時点で判断すればいいのではないかというふうに思います。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

良知議員のものにちょっとつけ加えるという感じなんですけれども、書面の中に、例えばですけども、内容によってはお引き受けできない場合がありますよみたいなことを入れておくといのかなという、このことと一緒にには入れずに、提出する書面の中に入れておけば、提出する側が、もしかしたらやってもらえないかもしれないねということが、ある程度ニュアンス的にわかると思うので、そういったふうにやっていくといいかなと思いました。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

そうしたら、皆様のご意見がある中で、やはり書面を提出してもらおうという中で、書式をきちんと整えるということで、これはこちらで検討して、改めて書面だけに関しては再度皆さんにお諮りをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大井委員。

○（大井俊彦君）

申し合わせ事項で書面が必要ですか。これは申し合わせ事項ですよ。規則でも要綱でもないですよ。書面は必要ですか。申し合わせ事項に。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

別に申し合わせであっても、どのように開催をするかという意味で言ったらば、間違いがないように書面で提出してもらおうということもあっていいのではないかと思いますし、特に申し合わせだからということで制限をかけることはないんじゃないかというふうに思うんですけどね。

逆に、書面でなければどのような形で意見交換の要請を受けるのかということをごどのように考えるかということをごちょっとお聞きしたいと思います。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大井委員。

○（大井俊彦君）

一般的に、申し合わせ事項については、書式とかないんですよ。申し合わせ事項ですから。規則、要綱、条例ならわかりますよ。申し合わせ事項に書式なんていうことはないですよ、はっきり言って。これは法制執務上です。ないです、はっきり言って。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

太田委員。

○（太田佳晴君）

少しもとへ帰っちゃうような形になって申しわけないですけども、この（２）って、広く市民に開かれた議会に基づいた市民会議を要請に応じてやっていく。これは考え方、非常にいいし、それを明文化することだと思えるんですけども、例えば、今までも文教厚生員会は出向いで、いわゆるそれは車座会議だと思えるんです。それは今までの中でできた、そのことを考えると、例えば（１）と（２）が違うのは、（２）においては市民及び各種団体等からなっておりますけれども、１は各種団体等だけなので、ここへ例えば市民及び各種団体と入れれば、全部内包しているような気もするんですけどもね。そうすれば、今言われている検討という部分も含まれて運用はできると思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。考え方として。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

確かに、今の大事な意見をいただきました。もう一度、これに関しては持ち帰って。しかしなかなか。

大石副委員長。

○（大石和央君）

少なくとも、この２項のところをつけ加えるかどうか。この文章をこのままでいいのか、また若干変えるのかというところの議論はしていただきたいと思います。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

今、皆さんから本当に大事な意見をたくさんいただきました。議会改革のこの中の特別委員会の中としては、こうした市民からの申し出があったときには受けたいという、そういう気持ちで

あってこの2項を入れたわけですがけれども、皆さんの今の、皆さんにおいても、本当に市民からの申し入れは受けましょうという、そういう気持ちは確かにありますし、この書き方というか文面のつくり方で今は問題になっていると思うんですけれども、内容的に、この(2)を入れるということに関しては、皆さん同意していただけるでしょうか。そこら辺をお尋ねしたいと思いませんけれども。

これに関してはよろしいわけですね。一応確認いたします。

大井委員。

○（大井俊彦君）

1項、(1)号のほうで、各種団体等と必要に応じて開催するという部分がありますよね。ここで(2)のほうもカバーしているのではないですか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

そうではなくて、先ほども言いましたけれども、(1)のところは、これは委員会別で市民に委員会が要請をすると。各種団体にということが方向性であります。(2)については、やはりその逆でありますので、これはやはり大きく違いがあります。そこで、ここを明確にするということで、(1)と(2)ということで、(2)をつけ加えたというふうなことです。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大井委員。

○（大井俊彦君）

(1)についても、要請があれば必要に応じて開催するという読み方はとれないですかね。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

もともと、この申し合わせ事項の検討したときには、一方通行でありました。ですので、そのような解釈ができないということでもありますので、ここで(2)をつけ加えて、双方の要請に基づくというような形をとりたいということの趣旨です。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大井委員。

○（大井俊彦君）

じゃあ、(1)の必要に応じて開催するというのと、要請があって開催するというのと、そこを区別したいというわけですね。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

そういうことです。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

（２）をこのまま入れ込んでよろしいですか。皆さん。

良知委員。

○（良知義廣君）

大井委員が言うように、必要に応じてというのは、必要というのが曲者で、こちら側からやる場合と、要請があったからやる場合と、必要というのは両方勘案しているという向きも解釈上とれないわけじゃないんですよ、よく見てみると。だから、今決めちゃうんじゃないで、必要に応じてというものの意味合いがどこまでを言うのか、そこら辺をここにはっきりさせたほうがいいのかなというふうに思いますけどね。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

これまで、この申し合わせ事項にのっとってやったのは、あくまでも議会から要請してお願いをしているということでやってきました。その逆はなかったわけです。ですので、ここで各種団体等から要請を受けて行っていきますよというようなことを明確にしたいということで、これを新たにつけ加えるというふうなことをして、今作業しているわけです。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

全国のほかの、他の自治体でこのような、参考になるものってあるんですかね。そういったものを参考にされてつくっているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

これは申し合わせ事項なので、規則要項等ではないので、要はこの全議員が了解すればいいだけの話であるんですね。ですので、確かに文言について明確でなければならないというのは、確かにあるかと思いますが、先ほど言ったように柔軟な解釈ということも可能かなというふうなご意見もありましたけれども、その中で、これまでと違うということのアピールするには、やはり新たにこうした市民あるいは団体から要請があれば出向きますよということを明確にしたほうがよかろう。今後のこともありますので、（２）という形で残していくことがいいのではないかとということで、この提案をしたという経緯があります。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

皆さん、ほかに意見は。

中野委員。

○（中野康子君）

ちょっと戻ってしまって申しわけないんですけども、2項のほうだと市民及び各種団体からとると、市民一人に対しても所管する委員会が開催するという形になるのかなというのがちょっとあって、5条のほうに「議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない」と、これがあるものだから十分これでカバーできているかなと。あえて2項を入れなくてもよろしいんじゃないかなというふうに思うんですけど、どうなんですか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

皆さんがそのように判断するなら、それで結構です。ただ、市民に対して、きちんと議会がアピールする場合、今までは一方通行であったものを相互通行にしますという形をとりたいということも、先ほど来、言っているところであります。

我々も意識することと同時に、市民も意識したいという中で、この追加という形で明確にしようというのが趣旨なので、ここで別に必要ないということであれば、この意味も踏まえてここで確認すればいいという、それは申し合わせですのでいいのですが、でも、これ、こういう議論があつてこういうふうになったということを明確に残すためには、後世に残していくには、やっぱりこれ、つけ加えておいたほうがよかろうかというふうにも思いますけれども、そこは皆さんの判断にお任せします。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大井委員。

○（大井俊彦君）

もっと大きく捉えて、別にこれ、全然批判しているわけじゃないですよ、私。全然批判しているわけじゃなくて、もっと大きく捉えて、（1）号のほうで、要請がないにかかわらず必要に応じて開催するというふうな捉え方をすれば、もうそこで全てカバーできるかなというふうに、私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

そのとおりなんですよ。（1）のところをそのまま変えちゃえばそれでいいのですが、結局その議論をするには、先ほども言ったように、変わったんだと。どこから変わったのかということ踏まえて、ちょっと残しておきたいというの、若干あったわけでありまして。

そういう方向でいくなれば、今、大井委員が言われたように、一つの中で、文言の中で、項の中で入れ込んでしまってすればいいということであれば、それでもいいですよ。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ほかにどうですか、皆さん。考え方はいかがですか。

皆さんのご意見、かなり核心について出そろったのではないかと思います。

確かに、これから市民に対して開かれた議会ということのアピールしていくという意味からすると、この（２）はあったほうがいいのではないかと思いますけれども、先ほど濱崎議員から提案いただきました、市民から申し込んでくださる場合には、書式をきちんと、口頭でなく書式の書面でもって提出してくださるということで、そうした判断をしていけば、本当にこれはこのままでもいいのではないかと思いますけれども、先ほどの大井委員のように、本当に大きなくくりの中でというご意見も出ましたし、ぜひ皆さんの、ここらは判断を皆さんの判断をきちんと仰ぎたいと思いますけど、いかがですか。

大石副委員長。

○（大石和央君）

もう一度繰り返しますけれども、（１）のところは各種団体等というふうになっていて、（２）のところは市民及びとなっていますけれども、この違いなんですけれども、要は市民のグループも含めて、つまりお母さん方が子育てで集まっているような形の中で、こういったことを議員さんと話をしたいというような、そういう要望もあろうかというふうな思いで市民及びというふうな形で、この小さな市民のグループの要請も受け入れようというような趣旨も含まれているので、そうすると、最初の委員会別の、委員会が各種団体に呼びかけて市民会議をやるものと若干違いがあろうかなというような意味合いもあったので、ここは二つに分けたというようなことであります。

いずれにしても、その点については、とにかく双方で要請をしてお願いをして意見交換をするということについては、皆さんも了解されているとは思いますが、申し合わせ事項ですので、もう一度繰り返しますけれども、もし（２）をつけ加えない形で（１）の中に組み込んでしまうというようなことであれば、そのようなことも新たに提出していきたいというふうに思いますけれども、再度ちょっと、そのあたりのところだけ確認をして、運用についてはまた別途検討して皆さんのところにお諮りをしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

吉田委員。

○（吉田富士雄君）

この、市民及びと言うと、一人でも要請があれば委員会で開くということですよ。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

先ほど言ったように、小さなグループという意味合いです。市民一人という意味では。だから、そこをまたもっと細かく詳細に表現しろということであるならば、市民二人以上とかというふう

になるんですけれども、そういうようなところを細かくやられても、これは申し合わせ事項なので。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

植田委員。

○（植田博巳君）

私は、目的を達成できれば（１）の中でまとめてもいいのかなど。二つにしてもいいし、目的が達成できるような申し合わせにすればいいというような考え方で、（１）の中で表現してもいいのかなどというふうには思いますけれども。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ほかの方は皆さん、いかがですか。

藤野委員。

○（藤野 守君）

（２）の関係で、所管する委員会が開催するんですけれども、例えばお母さん方で子育ての関係、それからそれに関連して公園の関係のそういった意見交換をしたいという場合は、所管する委員会は両方にまたがるというふうなこともあるんですけれども、この、私は（２）は、やはり（１）の中で少し変えて表現したらいいのかなと思うんですけれども、やはり市民の要請があったとき、私たちが出向いてやるというのは、議会の新たな活動の展開の仕方を表明することでもあるし、これ、申し合わせというのは内々の規範、内規みたいなものだと思うんですけれども、それにしても、やっぱり意思を明らかにするものですから、やはりそのところを含めながら（１）の中でも表現したほうがいいかなというふうに思っております。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ほかにはいかがでしょうか。

鈴木長馬委員。

○（鈴木長馬君）

（１）の中に（２）を含めてということになりますと、またもう一度検討し直さなければいけないと思うんですね。それで、（２）のほうを入れておきますと、単純にわかりやすいと思うんですね。市民に本当にわかりやすくするためには、一般の人にもわかりやすいような文章のほうがいいと思うものですから、私は（２）を加えたほうがいいと思います。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

実は事務局との打ち合わせの中で、この案と、もう一つは（１）の中に（２）をそのまま入れ込むという二つの案がありました。要するに、この（２）のところを消しまして、（１）の開催するという次に、「なお市民及び各種団体等」というふうなことで、（２）をとって、（１）の中で、「なお」という形で（２）をつけ加えるという形のものも案としてありましたけれども、

そういう形でよければ、そのようにしますけれども。いかがでしょう。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

植田委員。

○（植田博巳君）

なお以降の文言というのはどういうふうな文言なの。同じ。

文言は同じだとすると、先ほどから言っている、皆さんが懸念している内容の対応にはならないのかなと思います。

それで、先ほどおっしゃいました、提出したものの内容で判断するというような話がございましたけれども、そういった内容がわかるような文言が若干入ることが必要なのかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

懸念されるというのは、先ほど出ていたように、内容次第で判断することと、それからあと、市民といっても一人じゃないというような、含めてそういうことを言っているんですか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

植田委員。

○（植田博巳君）

先ほどおっしゃったように、提出した内容で、基本的には全てじゃなくて、内容を見て判断して、開催するかしないかということをするというようなお話がありましたので、そういうものが日本語でこういうところにうまく入れるような言葉があるのかなと、そういうのを組み入れたらいかがかなと思ったんですけど。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大井委員。

○（大井俊彦君）

これ、あくまでも申し合わせ事項ですから、外へ、市民の皆さんに出すものでも何でもないものですから、あくまでも申し合わせ事項ですから、皆さんと、こういう場合にはこういう形で対応するよというように、ある程度認識を一致していれば、そんなにこだわる必要もないかなと、段々そう思ってきました。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

村田委員。

○（村田博英君）

私は最初に言ったんであれだけど、ちょっとやっぱり、ぱっとよぎったのは、議会報告会か何かで、いろいろこれからやりますけど、いろんなことをおっしゃる方いますので、そういう人の要請があってもあれかなと、そういうふうにつえられると困ると思って意見を、一応、今いろい

ろさまざま出ましたけれども、（１）でまとめるのか分けるのか、（１）でまとめられればそれでいいし、申し合わせ事項ですからね。ただ、こういう意見があつてこうなったんだよというのを知っておかないと、書いてあるじゃないかと言われても困るなという気持ちもあったものだからね。そういう意見でございます。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

原口委員。

○（原口康之君）

皆さんの意見を聞いた中で、この必要に応じての中に、僕は含まれているのかなど、皆さんの意見を聞いていて、そう思いました。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

名波委員。

○（名波喜久君）

自分としても、今までちょっと発言しなかったんですけども、ここのグループのところ自分らもかかわってきた問題ですから、ちょっと言いにくかったんですけども、今じっくり考えていって、話が来ている中で、（１）で市民会議は云々いろいろ書いてあるけれども、この市民会議は誰がやるのかというのは、初めに頭に書いていないし、議会で進めるのか、それとも市民から出たものでやるのかという。ひっくるめた中で市民会議は何々、各種団体と必要に応じてとあるけれども、全部含まれているような気がして、今ここへきたら、（１）で申し合わせ事項ということで対応できるかなど、そういう気持ちになってきました。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

今、皆さんの意見、それぞれの意見を言っていただきましたけど、どうでしょうか。もう少しこうしたらとか、やはりきちんとこの二つに分けるべきだというご意見とかありましたら、少しご自分の考えを言っていただきたいと思います。この際ですからね、はっきりとここで言うただければと思いますけど。

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

この申し合わせ事項というのは市民の皆さんに見せるものではないということなんですけれども、例えば、これを入れる、入れないは別に関係なくして、今言ったようなことを市民グループとか団体から要請された場合にはやりますよというのは、どんなような形で処理するとかというのは考えているんですか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

その件につきましては、今議論して、とにかく各種団体、市民から要請を受けて出向いていきますよということは、そこは確認されていると思うので、この件については今度の議会報告会の

中で、こういうふうにしていきますというような形で報告もしますし、できたら広報の中でもまだ幾つかありますので、そこそのときにも記載をしていただければというふうに思いますし、ホームページの中でもお願いをしたいというふうに思っています。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

そういうことであれば、逆に（１）だけでも、別に解釈の問題なので、入れなくてもいいのかなど、今思ったんですけど。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

事務局長。

○事務局長（植田 勝君）

この申し合わせ事項、市民会議については、ちょっと議運の中で話し合っただけで自分がかかわったんですけど、ここの（１）のことは、双方ということではなくて、議会側からの一方通行というんですかね、所管事務調査、政策提言提出のために各種団体と必要な場合には市民会議を開催するということでしたので、つくったときの解釈では、議会側からのということ、相手側から申し入れがあった場合にはやるとかという、そういうことではなかった。つくったときはそういうことだと認識しております。

以上です。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

植田委員。

○（植田博巳君）

すみません、たびたび。これ、今一方通行ということなので、市民、各種団体からの要請があった場合は含まれないという判断だと思うんですけども、その場合、明確にするんだったら、このなお書きで、なお市民及び各種団体から市民会議の要請があった場合にも同様の扱いをするとか、そういうような表現すればいいのかなとは思いますが。一つの案として。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ほかにもそうした提案等ありましたら。

大石副委員長。

○（大石和央君）

場合に、必要に応じてということですね。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

植田委員。

○（植田博巳君）

あった場合にも同様とするとかね。

○**議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大石副委員長。

○**（大石和央君）**

だから、結局、相手側の必要に応じてというように。

○**議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

植田委員。

○**（植田博巳君）**

そういう表現。先ほど言ったような、提出した内容で判断するというのも含めて、同様とする
とすれば、上の必要に応じてがかかってくるのかなと。

○**議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

名波委員。

○**（名波喜久君）**

今のなお書きの文面、その辺の文で賛成していきたいと思います。自分としてはそんな格好で。

○**議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大井委員。

○**（大井俊彦君）**

つくったときは、今局長から話あったんですけれども、つくったときはそうかもしれないけど、
くどいんですけれども、必要に応じてという表現は、一方通行じゃなくして両方向だという解釈を
皆さんがすれば、申し合わせ事項ですから、それでいいんじゃないかなというふうに思います。

終わります。

○**議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

藤野委員。

○**（藤野 守君）**

さっき局長のほうのお話もありましたけど、これ、（１）と（２）というのは、（１）は所管
事項について調査研究のためには、こちらのほうから、議会のほうから要請するわけですよ。
２番目は、それとは全く関係ないところで、市民がこういう会議をしたいよと。性格が全く異な
るというか、どちらかが異なっていますよね。性格というか内容が。なので分けているのかなと、
今思ったんですけど、そういうことなんですか。そうであれば、分けたほうがいいのかという
ふうにも思うんですよ。

○**議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

大石副委員長。

○**（大石和央君）**

そうだと思います。そういう意味でこれ、提案しているわけです。

○**議会改革特別委員長（鈴木千津子君）**

平口委員。

○（平口朋彦君）

それであれば、この（１）のほうの主語を市民会議はから始めずに、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び専門部会は所管事項について、調査研究のため各種団体と市民会議を必要に応じて開催するとかとあって、（１）のほうは議会側の能動的なという意味合いを持たせる主語にして、下のほうは、言ってみれば市民各種団体が主語になってくれば、住み分けはできるのかなと思います。そうすればわかりやすくなるとは思いますが、読み解き方だけの問題ですね。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

本当に今、皆様からたくさん提案を含めて貴重なご意見いただきました。再度、これまでの皆さんの意見をもとに踏まえて、もう一度練り直したものを、もう一度お出ししたいと思いますけど、それでよろしいでしょうか。

平口委員。

○（平口朋彦君）

練り直しされたやつが、こういうことを言うては何なんですが、１案、２案、３案と出てくるのか、練り直して１案だけ出てくるのか、そこはどういう感じを想定しますか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

今のところ、確かに１案に含めたらどうですか、読み取り方をもう少し膨らませたらどうですかという、そういうご意見もありました。そこらを含めて、もう一度事務局と相談をしながら、どこまでが読み取れる文章になるのか。そして、先ほど植田委員のおっしゃってくださった文言もありますし、そうしたことも考えながら、すみません、もう一度提出させていただきます。

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

今、平口議員の意見につけ足すような感じなんですけれども、選択肢を、今言ったように、１、２、３とか出してもらったほうが多分決めやすいと思うので、それじゃないと、なかなか次も決められないと思うものですから、そうしていただければと思います。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

参考にさせていただきます。

では、そういうことで。

太田委員。

○（太田佳晴君）

検討の中で、今のその議論は、市民会議についてという大きな形なので、それなので解釈でどうしてもそういう違いが出ると思うんですけど、表題というか、市民会議についてを、市民会議の開催方法についてとかという、そういうふうにしておけば、仮に分けたときはそのことについて分けてあるよということがわかるじゃないかなというふうに、ちょっと思ったものですから、意見だけです。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

参考にさせていただきます。

それでよろしいですか。

局長お願いします。

○事務局長（植田 勝君）

すみません、先ほど申し合わせ事項の中で、様式を定めるかどうかということで事務局で調べましたが、定めている市議会もありますし、定めていないところもあります。

以前、議運で先進地視察を行った、可児市、それと千曲市、これは先例集をもらってきてあるんですが、そこは定めていないです。掛川市も定めていません。一方で定めているところは焼津市。これは焼津市だけのことなんですが、焼津市から離れる時には議員は届出をします。市外へ出るときは届出をするという先例になっていまして、その場合の様式が定めてあります。

以上です。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

それでは、次に移りまして、モニターに関する要綱ということで。

大石副委員長。

○（大石和央君）

私のほうから説明させていただきます。議会モニター制度についてということで、ワーキンググループ2から①から⑥までの提案が出されました。それを踏まえまして、皆さんのところ、お手元に牧之原市議会モニターに関する要綱ということで、素案を、たたき台を準備いたしました。これにつきまして、少しご説明をしていきたいというふうに思います。

その前に、字句の訂正をしたいと思います。ほかにも訂正ありますけれども、第4条のところです。委嘱ですけれども、真ん中あたりに応募者とありますけれども、これは公募者、公ということで変えていただきたいというふうに思います。

それから第5条、職務のところでありますけれども、これは少し書き方が提案されて挙げたものをそのまま入れ込んだために、字句がそろっていませんので、最後のところが、そこで（2）のところ、議会広報及びホームページへの提案をすること、「すること」というのをつけ加えていただきたいということと、（3）のところに、議員との意見交換を行うことを、「行うこと」というのをつけ加えていただきたいというふうに思います。

訂正は以上です。

そこで、説明をさせていただきますけれども、まず目的のところでありまして、この目的につきましては、市民に議会に参加していただいて、いろいろと意見、提言をしていただくということで、これからの市議会の運営等を推進していくということを目的としたものであります。

そして、2条のところですが、定義ですけれども、この要綱についての用語の定義ということで、（1）は市民というのは、市内に居住する者とし、そして（2）につきましては、議会は、それぞれ本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び議長のもとに設置され

る会議、というのは、これは専門部会ということになりますけれど、こういうことを指すということでもあります。

定員につきましては、提言のとおりに10名以内ということで、男女同数に努めたいということでもあります。

第4条の委嘱につきましては、公募と推薦ということで、最終的には議長が委嘱をしていくということで、これもワーキンググループ2から挙がってきましたものをそのまま入れ込みましたけれども、年齢は満18歳以上の市民ということでもあります。あと、かつ公務員とか、やはりそれぞれの行政とか、もちろん議会もそうなんですけれども、そういったところの人ではないということで、一般の市民ということとするということでもあります。

それから(2)のところ、議会のしくみと運営等を含めて関心がとにかくある人ということと、公正な社会的見識を有することということとなっております。

5条の職務につきましては、これも挙がってきたものをそのまま入れ込みましたけれども、以下の職務を行うということでもあります。

一つは、議会を傍聴して議会運営等について意見をすること。2番目に、議会広報及びホームページへの提案をすること。3番目に、議員と意見交換を行うこと。四つに、議会からの依頼事項や議会報告会等に参加して協力すること。そして、最後にその他議長が必要と認めたことということでもあります。

任期についても、提案がありました、第6条、市議会モニターの任期は1年として、再任1年を可とするということでもあります。

そして、7条、辞任につきましては、辞任する、解任、以下について議長はモニターを解任できるということで、第4条に規定する要件を失ったとき、これは当たり前のことですが、あと市議会モニターから辞任の申し出があったときと、その他議長が必要と認めたときということでもあります。

謝礼につきましては、第8条ですけれども、議会モニターは原則無償ということですが、ただし議長が必要と認めたときは、交通費実費程度を支給することができるということでもあります。

その他ということで、第9条、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるところとなっております。

以上、説明は終わります。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

このことに対して、ご意見を求めます。いかがでしょうか。

藤野委員。

○（藤野 守君）

お金のことですけれども、謝礼の部分ですけど、無償ですよ。それで、交通費実費支給することができる。ほかの市町知らないんですけれども、無報酬で職務のこれをしていくと、こういう1番から5番までの職務を行うんですけれども、どうなんですかね、これ。相当の負担にな

るような気がするんです。ほかの市町がそうであれば、うまくいっているんでしょからいいんですけれども、ちょっとその辺を教えてもらいたいと思います。

それと、見識を有することとありますよね、4条(2)に。社会的見識があるかないかというのを、どうやってこれを見るのか。面接してやるのかどうか。その辺が何となく、今まで経歴なんかでそういう判断すると思うんですけれども、履歴書的なものを出してもらって。その辺はどうなのか、少し伺いたいと思います。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

まず、謝礼につきましてですけれども、全てのモニター制度を実施して、要綱等があるところを調べたわけではありませんけれども、ほとんどが原則無償という形であります。

委嘱のところで社会的見識と、どういうふうに判断するということですが、あくまでも委嘱するのは議長でありますので、議長が判断していただくということになります。

以上です。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

今の藤野議員の質問と同じなんですけど、無償で1年間これだけのことをやるとなると、出られる人がもう定年退職した人しか出られないというのが、ある程度わかっちゃうんですけども、それってどうなのかなというのがあって。

あと、交通費に関してもどういう換算でやるのか、例えば距離換算でやるのかとか、何かそういったものがないと、なかなか見えにくいのかなというのがあるので、わからないんですけども、一つの例として、例えば1日出たら、1回会議出たら1,000円とか2,000円とかという形にしたほうがわかりやすいのかなという、公募するにしても、そうしたほうがわかりやすい形にしておかないと、なかなか集まらないのかなというのが、ちょっと危惧しているんですけれども、どうでしょうかね。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

ボランティアということにモニターはなってしまうんですけれども、確かにこのモニター制度を設置するに当たって、謝礼をどうするのかという、こういう議論をした上でモニター制度をつくってきているものです。かなり、ここのところは議論があったとも聞いております。つくられたところでは。

しかしながら、やはりあくまでもこれはボランティア的なところで、要するに費用弁償というものを設けますと、そこに責任が加わってくるということで、もちろんボランティアだから責任

はないということではないんですが、費用弁償を発生されることによって、より負担になるという、そういうこともできてきます。必ずいろんなことがあったら出なければならないという、そういうものにもつながりかねませんので、そのあたりのことと、それから議会が他のことについて費用弁償を出していくということが、果たして妥当なのかどうかというのは、少し議論の余地があるかというふうに思っています。

それくらいのことしか答弁できませんけれども。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

太田委員。

○（太田佳晴君）

この文面を見ても、非常に議長判断という部分が出ているし、それで先ほどの、公正な社会的見識を有する、この判断も議長だということなんですけれども、基本的なこういう判断基準というのは、もうちょっとほしいかなという、そんな気がします。

それと、一つ具体的に謝礼のところ、ただし議長が必要と認めたときって、これはどのようなどきというの、想定はしているんですか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

ここの要綱の中には細かいことはしていませんので、その他の9条のところが必要な事項という形で定めていったらどうかということでもあります。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

太田委員。

○（太田佳晴君）

その必要な事項も、また議長が別に定めるということなので、基本的にはほとんど決まっていないということですよ。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

その部分については。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

太田委員。

○（太田佳晴君）

それと、これを議会モニターを担当する担当というのは、どのように考えていますか。事務局へ出向くということになるんですか。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

担当するというのは、議会が担当するわけでありまして、事務局が担当するわけではないので、どこのところが中心となってやっていくのかというのがあります。例えば、議運ということもあろうし、議長がそのままつかさどっていくということもあろうし、そのあたりのところは検討課題かなというふうに思っています。

一応、要綱としてはこういう形でどうかなというふうに思った次第であります。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

鈴木長馬委員。

○（鈴木長馬君）

第7条ですけど、（1）第4条に規定する要件を失ったときは解任することができるというふうに解釈できると思うんですけど、この要件を失ったときというのは、どういうことでしょうかね。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

委嘱、第4条のところであります。つまり、市民でなくなった、転居しちゃったということと、あるいはモニターが自治会長になったとか、町内会長になったという場合は、これに該当しなくなってしまうので、ということであります。

そういうことと、それからあとありますように、ちょっとこの人、やってもらったけれどもふさわしくないねというふうな判断がとられたときであります。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

村田委員。

○（村田博英君）

職務のところですけど、会議を傍聴し、議会運営について意見することということなんですけど、例えばどういうことで、議会運営についてと書いてありますけど、例えばどんなことでしょうかね。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

いろいろ各議会を傍聴して、こういうことを改革したらどうかなというような提案とか、そもそもまず、市民は余り知らないというふうに思いますので、そういった会議をすることによって、市民感覚で議会を見てもらうということが必要だという中での意見というものを出示していただきたいなど。それを議会運営等に反映させたいと、そういった趣旨です。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

村田委員。

○（村田博英君）

それで、議員との意見交換の中で、いろんな改革案とか提示をしていくような感じになるのかなと思うんですけど、これは余りないと、モニターの意味がないと思うので、モニターをやってくれる方へのお仕事というか、そういうのも決めておいたほうがいいと思うんですよ。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

細かなことにつきましては、確かにこういうふうにするのだという、いわゆるマニュアル的なものは用意をしなければならないかなというふうに思っております。それは別途決めなくてはいけないなとも思っています。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

村田委員。

○（村田博英君）

なり手が心配なんですけど、議員一人一人連れて来ればいいんじゃないかということも話が出ましたが、この内容を、どういうことをするのかということ、ある程度明確にしておかないとというか、言わないと、なかなか何をするのかというのが非常に難しいと思うので、難しいというより、なり手に対しての説明と言うんですかね、そういうことが必要かなというふうに思いますが、何をするのか、はっきり言って議員の行動についてモニターされるような場合も出てくるんじゃないかなと思うんですね。そういう意味合いも含めて、どこまでやるのかということは慎重というか、しっかり決めておいてもらったほうがいいと思いますね。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大石副委員長。

○（大石和央君）

先ほど言いましたように、細かなことにつきましては、別途協議をしながらしていきたいというふうに思います。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

大井委員。

○（大井俊彦君）

全体的にはいいと思うんですけども、第9条、必要な事項は議長が別に定めるという規定がありますが、職務について5号ありますけれども、これらの内容について、もう少し細かく、第9条の別に定める規定である程度決めておいたほうがいいかなというふうに思います。

それからもう一つ、ちょっとこれは細かいところですけども、第7条、見出しが辞任になっていますけれども、これは解任ですね。訂正をお願いします。

以上です。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ほかにはいかがですか。

大石副委員長。

○（大石和央君）

辞任につきましては、解任という形に直します。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ほかのご意見等、ありましたら。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

これ以上、もし議員側の意見がないようでしたら、内容等はもう一度皆さんの意見を踏まえて、そうしたことは今後考えていきますが、これをこのまま、一応モニターに関する要綱として、これでよろしいですね。

大石副委員長。

○（大石和央君）

細かなところについては、もう一度見直しをしまして、きちんと体裁を整えて、さらに今出されましたところのことにつきましては、詳細についてのことについてはさらに協議をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

ほかにはありますか、何か。

〔「なし」と言う者あり〕

2 事件 (3) その他

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

それでは(3)その他、何かありましたら。

〔「なし」と言う者あり〕

○議会改革特別委員長（鈴木千津子君）

よろしいですか。ないようでしたら、本日の議会改革特別委員会はこれにて終了いたします。ご苦労さまでございました。

〔午前 10時23分 閉会〕